

南丹市地域自立支援協議会

議 事 録

南丹市地域自立支援協議会事務局
(南丹市福祉保健部社会福祉課)

令和8年度第1回南丹市地域自立支援協議会議事録

1. 招集年月日 令和8年6月19日（金）

2. 開催年月日 令和8年7月31日（金）午後2時～4時15分

3. 開催場所 南丹市役所 2号庁舎 3階 301会議室

4. 委員の総数及び出席者数並びにその氏名

(1) 委員の総数 18名

(2) 出席者数 15名

(3) 出席した委員の氏名（敬称略）

役職	氏名	所属役職	出欠	備考
会長	岩内 守	社会福祉法人京都太陽の園 法人事務局長	○	
副会長	山本 美佐子	南丹市身体障害者福祉会 会長	○	
委員	孔 栄鍾	佛教大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授	○	
委員	栢下 修	南丹市民生児童委員協議会 副会長	○	
委員	前田 香苗	南丹市社会福祉協議会 障害福祉サービス課長	○	
委員	河方 有規	口丹心身障害児者父母の会連合会 会長	○	
委員	小林 義博	南丹市精神保健福祉推進家族会南丹つばみ会 会長代理	○	
委員	今西 猛	特定非営利活動法人城山共同作業所 理事長	○	
委員	小西 雄也	特定非営利活動法人はびねすサポートセンター 総務部事務長	○	
委員	奥村 研也	社会福祉法人あけぼの学園るりけい寮 施設長	○	
委員	今西 永里	ふない聴覚言語障害センター センター長	○	
委員	大久保 善史	京都西陣公共職業安定所園部出張所 統括職業指導官	○	
委員	小林 仁	なんたん障害者就業・生活支援センター センター長	×	
委員	由良 知子	京都府立丹波支援学校 校長	×	
委員	大島 伸二	京都中部総合医療センター 事務局長	○	
委員	水越 稔子	京都府南丹保健所 福祉課長	×	
委員	樋口 亜沙子	花ノ在宅支援センター 課長補佐	○	
委員	田川 麗子	障害者生活支援センターこひつじ 相談支援専門員	○	
合計	18名		15名	

5. 傍聴者数 0名

6. 議事の経過の要領及び議事別の議事事項

司会	定刻となりましたので、ただいまより、南丹市地域自立支援協議会を開催させていただきます。司会を務めさせていただく、南丹市福祉保健部社会福祉課長の長野です。よろしくお願いいたします。それでは、開会にあたり西村市長よりごあいさつを申し上げます。
市長 (川勝部長)	皆さんこんにちは。南丹市福祉保健部長の川勝です。本日は今年度の第1回となる地域自立支援協議会を開催させていただきましたところ、お忙しい中、また毎日暑期中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。新しく今年の4月から2年の任期中で委員としてお願いしております。本来でしたら西村市長がご挨拶をするべきところではございますが、他の公務と重なっており出席することが出来ません。代理での対応となることをお許しいただきたいと存じます。なお、市長の方から挨拶文を預かっておりますので読み上げさせていただきます。 本日は南丹市地域自立支援協議会を開催いたしましたところ、それぞれ大変お忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。皆様方には本年度より2年間、本協議会の委員として障がい者施策の推進に向けた中核的役割を担っていただくことに重ねて厚くお礼申し上げます。 さて、障害者総合支援法ではすべての国民が障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重しあう共生社会を実現すること、さらには障がいのある方が可能な限り、身近な地域で支援を受けられ社会参加の機会が確保されること、そして社会生活をする上での障壁の除去に資することなどが基本理念に掲げられております。南丹市といたしましても本協議会の多大なるご尽力を賜り、令和6年3月に第4期南丹市障害者計画および第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画を策定し、計画の基本理念である、「障がいのある人もない人も ともに尊重しあいながら安心して暮らせるまち、南丹市」を目指して障害福祉サービスの提供基盤の整備、障がいのある方の活動の輪作りに努めております。 私が掲げる「人づくり循環都市」と「小規模多機能自治」は障がいのある方も含めたすべての市民が地域の中で自分らしく活躍し、支えあえる仕組みづくりを目指しています。限られた資源を最大限に活用しながら、地域全体で一人一人を支える環境を整えることで、住民の誰もが住んでいただけるだけで健康で幸せになれる健幸都市南丹の実現へ繋がるものと深く信じております。障害福祉施策はその実現に向けた、極めて重要な柱であり、皆様と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。 また、今年度は障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の計画期間が最終年度となることから新たな計画の策定を行う節目の年となります。皆様方におかれましては南丹市地域自立支援協議会委員というお立場から地域の実情に基づいた率直なご意見やご助言をいただき、地域計画に反映させていただきたいと考えております。結びにあたり南丹市地域自立支援協議会の円滑な運営が図られますよう、皆様方には大変お世話になりますが趣旨をご理解いただきご協力いただくことを切にお願いいたしまして、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。 代理にて失礼いたしました。本日はよろしくお願いいたします。

司会	ありがとうございました。それではここで、本協議会委員として委嘱しております皆様より、一人ずつお名前と所属の自己紹介をお願いできればと思います。
	自己紹介（出席者全員）
司会	ありがとうございました。本協議会については南丹市地域自立支援協議会条例第3条の規定により18名の方にご就任いただいております。なお、小林委員、由良委員、水越委員については、本日欠席となります。また、委員数18名のうち本会議の出席委員数は15名で、委員の半数以上にご出席いただいておりますので、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。 続きまして、会長、副会長の選出に移らせていただきます。南丹市地域自立支援協議会条例第5条第1項で、会長、副会長は委員の互選によることとなっていますがどのようにさせていただいたらよろしいか、お諮りさせていただきます。
	特になし
司会	特になければ事務局案を出させていただきます。会長については、社会福祉法人京都太陽の園法人事務局長の岩内守委員、副会長については、南丹市身体障害者福祉会会長の山本美佐子委員にお願いしたいと思いますがご異議はございませんか。
	異議なし
司会	それでは、岩内守委員、山本美佐子委員、よろしくお願いいたします。また、会長及び副会長より一言ずつご挨拶いただければと思います。
岩内会長	会長に選出いただきました、社会福祉法人京都太陽の園法人事務局長の岩内と申します。今回で3期目となります。本年度は、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定していく重要な年となります。どうぞよろしくお願いいたします。
山本副会長	副会長に選出いただきました南丹市身体障害者福祉会会長の山本と申します。先ほど市長の挨拶にもありましたが、安心して暮らせる南丹市になってほしいと思っておりますので、皆さんと一緒に色々と意見交流をしながら、進めていけたらと思います。よろしくお願いいたします。
司会	ありがとうございました。それでは続きまして本年度策定いたします南丹市第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画について、南丹市地域自立支援協議会条例第2条第1項の規定に基づき、南丹市より岩内会長に策定の諮問を行わせていただきます。会長よろしくお願いいたします。
市長 (川勝部長)	諮問、南丹市地域自立支援協議会条例第2条第1項第5項の規定に基づき、南丹市第8期障害福祉計画および第4期障害児福祉計画の策定について、本協議会に諮問いたします。諮問理由として、本市の障害者福祉施策については令和6年3月に策定した第4期南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画

	に基づいて推進してまいりました。本年度は第 7 期障害福祉計画および第 3 期障害児福祉計画の最終年度に当たり、今後の社会福祉サービス等の必要量や確保に関して定める第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画の策定を行う重要な節目の年となります。 以上により本市障害者福祉施策の今後の在り方についてご審議を賜りご提言をいただきますようお願いを申し上げます。
司会	ありがとうございました。次に、本日の資料についてご確認をお願いします。なお、資料については、事前に送付させていただいております。 まず「次第（委員名簿）」「資料①－1 南丹市障がい者施策に関する連携体制フロー図」「資料①－2 南丹市障がい者施策に関する連携体制フロー図」「資料②令和 8 年度障害者就労施設等からの物品等の調達方針」「資料③－1 南丹市障害者計画の進捗状況について」「資料③－2 南丹市障害者計画施策シート」「資料④令和 7 年度南丹市障害者基幹相談支援センター活動報告」「資料⑤－1 南丹市第 8 期南丹市障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画の骨子案」「資料⑤－2 第 7 期南丹市障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画の成果目標等の検証」「南丹市地域自立支援協議会条例（抜粋）」「リーフレットつむぐ」「令和 8 年度 障がい者福祉のあんない版及び当事者団体加入のすすめ電子版」、また、新規委員の方については「第 4 期南丹市障害者計画及び第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」の冊子を配布しています。 以上ですが、お手元に届いていない資料はございませんか。それでは、南丹市地域自立支援協議会条例第 6 条第 1 項の規定により、岩内会長に議事の進行をお願いいたします。
岩内会長	それでは、議事の方進めていきます。まず説明事項（1）障がい者施策に関する連携体制フロー図について、事務局に説明を求めます。
事務局	社会福祉課の仲田です。それでは（1）南丹市障がい者施策に関する連携体制フロー図について説明します。資料の①－1 と裏面の①－2 をご覧下さい。本市障害者施策の連携体制については、毎回、本協議会でご説明しているところですが、今回から新たに出席の委員もおられますので、改めてご説明します。 南丹市地域自立支援協議会の連携体制としては図に示しているとおり地域自立支援協議会のほか、障害者基幹相談支援センター、障害者相談員、相談支援事業所会議、障がい者支援ネットワーク会議、障害者就労支援ネットワーク会議、当事者団体ネットワーク会議があります。本協議会は、これらのネットワーク会議の中心に位置付けられているものであり、専門的な課題については各会議で協議いただくこととなります。なお、それぞれの会議のなかで総合的な課題がある場合には本協議会へ提示いただき、委員の皆様からそれぞれの立場で専門的なご意見を伺うことで問題解決につなげていく、そのようなイメージでこのフロー図を見ていただきたいと思います。 各種会議についてですが、裏面の①－2 をご覧下さい。後ほど令和 7 年度障害者基幹相談支援センターの活動報告を障害者支援ネットワーク会議の内容も交えながら

	ご報告します。また、就労支援ネットワーク会議からの協力依頼も後ほどする予定です。一番下に記載している当事者団体ネットワーク会議については本協議会の委員からも、数名、会議の方に出席いただいているところです。一点、昨年度の会議でも団体の共通課題として、会員数の減少が大きな課題として挙がっていました。市としても本年度より誰でも手に取れる当事者団体の紹介チラシを作成して窓口に設置しています。効果は小さいかも知れませんが、できることからという形で取り組んでいます。
会長	事務局の説明に対し、ご意見や質問はございませんか。
A 委員	資料① - 1 のフロー図ですが、率直に言ってこのとおりにやられてないなというのが実感でして、自立支援協議会に 4 つの会議から矢印があります。課題の提示が今までこの会議からあったことは、少なくとも記憶にありませんし、これらの会議で課題を提示できるだけの議論をして欲しい、逆に私たちからは専門的課題の提出、こういうやり取りができなかったら連携体制が機能してないと思います。ぜひ、今年度は 4 つの会議から課題が提示され、この協議会からも課題を提示していくという 1 年にしていただきたいと思います。
岩内会長	実は私もこのフロー図を見て、同じような意見を持っておりました。先ほども言いましたように、今回で 3 期目になりますが、この 4 年間矢印に沿ったような議論が、自立支援協議会でされてきたかという、そうではないなというのが印象です。相談支援事業所のほか、3 つのネットワーク会議からの意見というのを自立支援協議会に上げてもらって、共通課題として取り組むような体制づくりをしていただきたいと思います。事務局から何かありますか。
事務局	4 つの会議については、それぞれ年間を通じて定期的に会議を開催しています。今後会議の中などで総合的課題など、本協議会に意見等を求める事案が出た場合は提示したいと思います。
岩内会長	他にご意見はありませんか。特にないようですので次に進みます。説明事項 (2) 令和 8 年度障害者就労施設等からの物品の調達方針について事務局から説明をお願いします。
事務局	説明事項 (2) 「令和 8 年度障害者就労施設等からの物品等調達方針について」説明します。資料②をご覧ください。この方針については、「3 適用範囲」にあるように、市役所の調達に適用するもので、優先調達推進法に基づき、就労継続支援、生活介護事業所などに優先発注するように定めたものです。裏面の「6 調達目標」をご覧ください。本年度については、令和 7 年度の実績額を 1% 上回ることを目標として設定しました。各事業所によって実績額の増減は異なりますが、令和 7 年度は全体を通して前年度より 10.17% の増額で、676 万 7,729 円となりました。そのため、今年度の目標をその 1% 増の 683 万 5,407 円に設定しています。 なお、令和 7 年度の実績額が増加した要因については、詳細を見ると印刷業務が挙

	げられます。印刷業務は、年度によって増減がある業務であり、令和 7 年度は前年度より多くの印刷業務の発注があったところです。 各就労支援施設への優先調達については、市役所の全職員に向けた推進を毎年度図っており、本日お配りしている障害者就労支援ネットワーク会議で作成した商品・作業紹介の緑色のパンフレットの活用や、詳細な単価一覧を全職員が見られるようにしています。地元企業への配慮をしながらも、簡単な事務作業については各事業所に発注する仕組みも導入をしているところです。 南丹市は、現在、厳しい財政状況の中ですが、可能な限り新たな業務の掘り起こしも含め、優先調達方針に沿って実施したいと考えています。以上が優先調達方針のご説明となります。
岩内会長	事務局の説明に対してご意見・質問はありませんか。特に無いようですので、続いて (3) 令和 7 年度事業報告に入ります。「①南丹市障害者計画の進捗について」及び「②南丹市基幹相談支援センターの活動報告について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	まず「①南丹市障害者計画の進捗状況」について説明します。資料は、資料③-1「南丹市障害者計画の進捗管理について」をご覧ください。短い期間ではありましたが、事前に資料を送付していますので、少し簡単に説明します。 南丹市障害者計画については、障害者基本法に基づくもので、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めたものであり、令和 4 年度に南丹市地域自立支援協議会に諮問し、第 4 期南丹市障害者計画を策定しました。現行計画は、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年計画となっており、「障がいのある人もない人もともに尊重し合いながら安心して暮らせるまち 南丹市」を基本理念として計画を進めています。また、その基本理念のもと、1 ページ目の中段から 2 ページ目の中段までに記載している 7 つの視点に沿って計画を推進しています。 2 ページ目の中段以降の表をご覧ください。本計画の施策体系を構成している 6 つの基本目標及び目標を達成するための 23 の基本施策を記載しています。 6 ページ目まで飛んでいただき、令和 7 年度末時点における各施策の実施状況をまとめています。計画の基本目標 1 から 6 までを示しており、その右側には各目標を達成するための基本施策を示しています。この基本施策の詳細は、資料③-2 の A3 判の資料になりますのでご覧ください。左上に「南丹市障害者計画（令和 6 年度～令和 11 年度）施策シート」と書かれているシートです。6 つの基本目標を色分けで示しており、事業項目については一番左に通し番号が付いているものになります。これが基本施策の詳細事業となります。各担当部署で事業内容を検証して、毎年取り組み状況について確認をし、評価は 3 段階に分けて報告を受けているところです。「計画通りに実施した」「一部実施した」「実施していない、または検討中」という形で 3 段階に分けて報告されたものが一番右の列の「令和 7 年度実施状況並びに取組状況」として報告をしているところです。 それでは、資料③-1 の 6 ページに戻っていただき、中段に示している表で、令和

	7年度の達成状況を記載していますのでご覧ください。全体 69 項目ある施策の中で、令和 7 年度は 56 項目が「計画通りに実施した」となりました。また「一部実施した」が 10 項目、「未実施・検討中」が 3 項目という結果となっています。その下の「主な取組状況」については、先ほど説明した③-2 の施策シートから、主な取り組みの内容を記載しています。基本目標 4 にも記載しているとおり、障がい児の分野では発達支援センターを中心に各関係機関との連携強化や支援の充実を図っています。また、障がい者を含めた全般的な分野では、福祉の総合相談窓口や基幹相談支援センターを設置しており、定期的な支援ネットワーク会議の開催、各事業所等と連携を図るなど、相談体制の充実を図っているところです。 また、基本目標 6 の「共感し合える地域づくりのために」では、障害福祉に関する啓発活動として、南丹市身体障害者福祉会の会員により 12 月の障害者週間でののぼり立てや街頭啓発の活動に取り組んでいただいたところです。また、ふない障害者聴覚言語センターを中心に、手話奉仕員養成講座を開催し、南丹市では入門編 8 名、基礎編 6 名、また、要約筆記養成講座では 3 名の方が修了されました。以上、概略でのご説明になりますが、障害者計画に関する事業報告となります。
事務局	社会福祉課中西です。令和 7 年度南丹市基幹相談支援センターの活動報告です。南丹市障害者基幹相談支援センターは社会福祉法人京都太陽の園の相談支援事業所障害者生活支援センターこひつじに業務委託しているところです。令和 7 年度は、法人の相談支援専門員の方 1 名と、基幹相談支援センターの機能強化として市が社会福祉士・精神保健福祉士を 1 名雇用し、2 名体制で運営しています。 令和 7 年度の相談支援の件数について資料④をご覧ください。障がい者と 18 歳までの障がい児の相談件数を載せていますが、合計で障がい者の方が 36 件、障がい児の方は支援学校の進路相談の件数を含めて 6 件、合計 42 件の新規相談がありました。主な相談経路としては、令和 6 年度と変わらず本人や家族からの相談が多い傾向にあります。相談については、庁内関係機関と連携を図りながら対応しているところです。次に「転帰」ということで載せています。新規相談 42 件のうち、児童を含めて 24 件は単発の相談で、一旦その相談の内容は終了したということになります。残りの 18 件は継続支援として、基幹相談員が訪問等の対応をして支援を続けているところです。次に「継続相談支援数」です。令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの継続相談件数の内訳です。トータルで 65 件を関係機関と連携しながら継続的に相談支援をしているところです。 次に、裏面に移ります。権利擁護に関する支援は、基幹相談支援センターが障害者虐待防止センターとして、啓発はもとより虐待の相談が入った際には市と一緒に対応いただいています。昨年は障がい者虐待の関係で相談を受け付けたのが 2 件、そのうち認定したケースは 1 件となっています。成年後見制度の利用促進支援については 2 件の相談がありました。権利擁護・成年後見センターと連携しながら制度の利用が必要な方に必要な支援が届くよう繋いでいます。その他、基幹相談支援センターには、基幹相談支援センター主催会議、その他関係機関が開催する会議に構成メンバーとして出席し、研修の企画運営に携わっています。詳細については「令和 7 年度基幹相談

	支援センター活動報告」をご覧ください。またゆっくりお目通しいただけたらと思います。続きまして、「令和 8 年度の基幹相談支援センターの事業計画」です。重点取り組みとしては昨年と引き続き「障害者の自立と必要な支援を考えていく」ということで、様々な会議であったり研修を企画しているところです。 続きまして、資料の一番最後のページになります。「第 7 回障害者支援ネットワーク会議・全体会まとめ」です。こちらの事業については、先ほどのフロー図中ほどにあります「障害者支援ネットワーク会議」、こちらを旧町単位の地域 4 箇所でその地域の障害福祉等に携わる事業所によりネットワーク会議を定期的に行っています。また、年に 1 回、全員研修の場ということで全体会を実施しています。こちらは令和 3 年度から開催し、毎年継続している取り組みになります。令和 7 年度の全体会は、テーマを「本人を中心とした自立支援」ということで、パネルディスカッションとグループワークを行いました。 駆け足で報告しましたが、基幹相談支援センターは圏域のネットワークも強く、時には圏域としての研修の企画運営にも携わっており、南丹市内にとどまらず圏域の福祉を支えていただいています。以上、基幹相談支援センターの報告とします。
岩内会長	南丹市の障害者計画の進捗状況の説明と、基幹相談支援センターの活動報告の説明でしたが、少し情報量が多いというイメージですが、今の説明に対して、ご意見・ご質問はありませんか。
B 委員	初めに、資料③-1 南丹市障害者計画の進捗について、言葉の修正を報告します。7 ページの基本目標 5 の 5 行目に「導入に向けた検討」のところ、次の「を」が抜けていると思います。それから次の基本目標 6 の「共感し合える地域づくりのために」のところの 1 行目に「障害者週間啓発活動」の次に「に」が入ると思います。それから 3 行目の「障がいのある方の」の後は「居場所づくり」、その次に「や」が必要と思いました。 それから、意見ですが、基本目標 2 のところで「働く場や生きがいの創出のために」とあるところで、生きがいを作るとかいうことで、場の提供とか色々計画的にされていると思いますが、その場所に行くための「交通手段の確保」というのがすごく必要です。そのために、私は身体障害者福祉会ですが、視覚障害者協会南丹支部の方も言っておられましたが、社会福祉協議会からの送迎の依頼等をしていただいているのがすごく大きくて。やっぱりそういう風に送迎をしていただけることにより、行事に参加したりとか、「安心して行ける」ということで、本人はすごく楽しいとなっているので、やはり出ていくためには交通手段を確保していただけるということがすごく嬉しいという言葉をよく聞きます。それで、生きがいの創出のために、社会福祉協議会との連携をさらに深めて、最近は土曜日にも運転手さんがおられたら出していただけたらとか、私たちもすごく喜んでます。そういう風なところとの連携とか、また少し遠いところにも送っていただけたらとか、少し今よりも、また少しでも前進していただけたらすごく嬉しいと思っていますので、そういう文言を入れてもらえたらと思います。

	また、資料③－２施策シートですが、事業項目の「医療費助成制度の実施」があります。「取組状況」が書いてあり、「計画通りに実施」とあり、「福祉医療については、府制度から対象者を拡大した市独自制度として、身体障害者手帳 3、4 級、療育手帳 B、精神障害者保健福祉手帳所持者は非課税世帯を対象者として事業を実施した。また特定の医療を受ける場合に医療費の自己負担の一部を給付した」と書いてありますが、私はその令和 7 年度の取り組みについては凄く課題があると思っています。というのは、財政健全化の方針で、20 年間されてきた凄く良い制度、南丹市の独自制度として医療費が他の市町村と比べて窓口負担がすごく少なかった。例えば身体障害者手帳であれば、京都府の制度は 1 級と 2 級ですが、南丹市は 3、4 級の方も福祉医療を受けられていました。療育手帳も B 級の方も、精神保健福祉手帳の方も 2 級・3 級の方も受けられていました。 障がいがある人は医療との結びつきが欠かせない状況の中で、凄く良い制度だったわけですが、これが令和 7 年 8 月 1 日から大きく後退をしました。身体障害者手帳であれば、要望が少しだけ通り 3、4 級の世帯が非課税である世帯のみの方が対象になりました。市議会で話を聞いていると、601 人の方がその制度から外れるということで、昨年は市役所への問い合わせや直接行かれて、「どうなるんだ」ということで、すごく不安がある方が多くあったと聞きます。身体障害者福祉会でも役員の半数以上がその制度から外れるという状況で、本当に医療に行くのにお金をたくさん出さなくてはならないということで、必要な医療を受けないという人が出てこないか不安に思っています。 アンケートのまとめの中にも、「交通費や医療費など障がい者に対する負担が多くなっている」という意見とか「医療費補助金の復活を期待する」という意見が多く見られます。交通費については、作業所に通う方の交通費助成が半分ぐらいになったりとか、心臓疾患の方の外出支援が年間 1 万円が 6,000 円になったり、障がいの重い 1、2 級の方の外出支援も 2 万円が 1 万 2,000 円になったりということで削減をされました。今、京都府の他を見ると、例えば京丹波町では福祉医療について、身体手帳の 3、4 級の方の一部は非課税世帯でなくても受けられています。療育手帳 B 級、精神福祉手帳 2 級の方も受けられています。京丹波町の方が手厚いという状況になっています。3 年後にまた見直すということを議会でも言っておられましたが、本当に相談件数も市役所に相談に行かれる方が 94 件とか、そういう報告もされています。本当にしんどい状況があるという実態を十分に汲んでいただいて、ここについては、もう少し「課題がある」という風な言葉を書きいただきたいと思います。
岩内会長	ありがとうございます。現状とはそぐわない取り組み状況の評価になっているのではないかとご意見でしたが、事務局の方、何かありますか。
事務局	送迎サービスについては、身体障害者福祉会でしたら社会福祉協議会の送迎サービスを利用され、様々な事業に参加をされているのが現状です。そういった文言について、この取り組み状況に記載するかは少し検討させてもらいたいと思います。その様な実態があることは事実です。

	次に福祉医療制度については、昨年度に制度改正をしました。様々な方からのご意見も伺いましたし、そのご意見については上に上げているような状況です。担当課としても喜んで削減したわけではないということもあります。最終的には、マクロの視点で財政部局等で判断したということになります。この間、様々なご意見があったという部分で、次の見直しの機会にどのように対応するのか、データを残しながら対応していきたいと思います。
会長	制度が後退してしまうと、いい意見が出ないのは当然かなと思いますが、現状をしっかり把握し対応していただきたいと思います。
A 委員	施策シートの令和 7 年度の取り組みで、これちょっと足りないなと思うことが 2 点あります。 5 ページの「成年後見制度の利用促進」ですが、南丹市は非常に頑張ってくださいいて私は感謝しています。南丹市が養成した「市民後見人」が活動しています。これをぜひ追記していただきたい。また、このことについて社会福祉協議会も「法人後見」をすでに地域から受けています。その中で市民が「後見人支援」として活動しています。これをぜひ追記していただきたい。 もう 1 点、7 ページの 61 番です。他の市町村も一緒だと思いますが「災害時要援護者支援台帳」を南丹市も持っています。台帳だけでなく、特に知的障害、精神障害の当事者に対して「個別避難計画」この Aさんをどういう風に避難してもらうのかという具体計画ですね、国は「個別計画を策定しなさい」と言っています。この個別避難計画について 7 年度の取り組み状況をできていないならできていないで現状を記載していただきたい。 今、京都府が府内市町村の策定状況について未作成の市町村 0 件だと言っています。0 件だということはできていない自治体は無いということですが、実は私の子どもも知的障害があり、要援護者台帳に搭載をされていますが、少なくとも私の地域なり、私のところには、個別支援計画を作るんだという働きかけも一切ありません。京都府のデータでは「済み」になっているようですが、どうなっているのかお聞きしたいと思います。担当は福祉相談課ですけれどもよろしくお願いします。
事務局	担当課は福祉相談課になります。先ほどのご指摘の追記の部分については、こちらから福祉相談課と調整をした上で、追記等の検討させていただきます。併せまして、個別支援計画（避難計画）の有無についても、こちらでは詳細が分かりませんので、福祉相談課に確認をした上で、その動きを確認をさせていただきます。
会長	他に、ご意見・ご質問はありませんか。
C 委員	資料④の 3 枚目です。ごく単純なお話なので簡潔にお答えいただけるかなと思います。障害者支援ネットワーク会議は旧 4 地域で開催されていると思いますが、それぞれの会議で課題として上がったものは、どのような形で他の 3 地域に共有されているのか。また、それに対してどのように全体として、例えば課題が園部から出たら、

	八木や日吉、美山に共有をして、「じゃあ、それは園部だけの問題ではなく、八木、日吉、美山でも同じようなことが起きますよね」というような広がりが出てきてしかるべきかなと思います。どのような形で共有をされているか教えていただけたらと思います。
事務局	おっしゃるとおり、出てきた課題については基幹相談支援センターの中で共有し、それぞれのネットワーク会議で「こういうことがあった」ということで、課題、協議事項として取り上げています。詳細については、基幹相談支援センターの相談員でもあります D 委員からご説明をお願いします。
D 委員	例えば園部や八木の南部地域と、日吉や美山の北部地域から出てくる課題というのは若干地域性があり違ってきます。 例えば園部や八木でしたら、結構、高齢者もおられるので、いわゆる「8050 問題」であったり、金銭管理や契約、グループホームなどの集団生活の中での人間関係の支援等について「どういった支援をしているか」というようなことが議題として上がります。そうったところは各地域で「こういう議題が出ていますがどうですか」というところで共有しています。 また、日吉や美山の北部地域は、地域の資源や地理的条件もあり、課題が少し違ってきます。やはり、移動手段が不足していて、ガイドヘルパー派遣事業や通院等介助のニーズは高いけれど受け皿が少ない状況というのがあります。また、ヘルパー事業所についてもヘルパーが高齢化していてなかなか集まらないという現状があります。というところをまた南部地域のネットワーク会議に持っていき、「こういう状況ですが、職員の配置の仕方であるとか新規の受け入れ方とか工夫されていることはありますか」みたいな形で各地域で共有して、またそれを基幹センター会議のところでも話し合っているというのが現状です。
C 委員	私も障害福祉事業者の 1 人ではありますが、現場のスタッフであったり相談支援事業所の相談員がネットワーク会議で現場の声を恐らく発言されているかなと思います。その辺は事業者としてのお願いになってしまうかもしれませんが、現場の声として拾っていただけたらと思います。引き続きよろしくお願いします。
岩内会長	地域ごとのネットワーク会議での吸い上げは基幹相談支援センターで取りまとめをされていると思いますが、なかなかそれがこちらの委員には伝わらないような状況かなと思います。年 1 回、ネットワーク会議の全体会もありますので、そこで「こういう事項としてまとめられていた」というのを報告するのも一つの方法かと思いますので、また、検討していただきたいと思います。 他に、ご意見はありませんか。なければ次に進みます。続いて (4)「南丹市第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画」の骨子案について及び成果目標等の検証について説明をお願いします。
事務局	南丹市第 8 期計画・第 4 期計画の策定について説明します。先ほど、本協議会に

	諮問しました計画策定についてです。資料の⑤－1をご覧ください。概要と策定については、昨年の協議会でも説明をしていますが、今回より新たに就任された委員もおられますので改めての説明となります。 南丹市では、令和 6 年 3 月に第 4 期障害者計画及び第 7 期障害福祉計画、第 3 期障害児福祉計画を策定し、「障がいのある人もない人も ともに尊重し合いながら安心して暮らせるまち 南丹市」として、様々な障がい者政策を推進しているところです。この度、第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画が令和 8 年度で計画期間が終了となることから、第 8 期障害福祉計画、第 4 期障害児福祉計画を策定します。第 8 期障害福祉計画は、障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める計画です。また、第 4 期障害児福祉計画は、障害児通所支援や相談支援の提供体制確保について定める計画となります。 2 ページ目をご覧ください。本計画は、現行計画の専門的な評価・分析を行い、その成果・課題等を本計画につなげるとともに、国及び府の計画、また、南丹市障害者計画との整合性を図りながら連動性を持って策定します。 3 ページ目をご覧ください。「4 計画期間について」は色付きで示しているとおり、期間については令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 カ年計画となります。「5 計画策定に向けた流れ」については、市民及び関係団体へのアンケート調査の実施により現状の把握や分析を行い、自立支援協議会や庁内調整によって計画の検討を行った後、パブリックコメントを実施します。その後、パブリックコメントの意見を反映して最終計画策定となります。 4 ページ目をご覧ください。「6 策定に向けた基本指針」ですが、策定します計画の基本指針が国の方から示されているところです。後ほど（株）ぎょうせいから、簡単に今回示された指針等の説明を行ないます。 6 ページ目をご覧ください。今後のスケジュールについてです。一番下の表をご覧ください。策定に向けた流れの中で、市民及び関係団体へのアンケート調査については、既に昨年の 12 月から 1 月にかけて実施をしており、調査結果については 3 月開催の本協議会で報告をしたところです。今年度については、まず、本日の各種データ等の報告や骨子案の検討を行い、秋に開催予定の協議会でパブリックコメントに向けての素案の再検討を行う予定としています。その後、パブリックコメントの意見を反映した計画の最終の検討を行います。それでは、「計画策定基本指針」のところで（株）ぎょうせいより説明します。
ぎょうせい	私からは示されています成果指標や活動指標について簡単にご説明します。今回策定します計画に向けて国の方から基本的な指針という形で指示が出ているところです。 策定する計画の中で「成果目標」、あとは「活動指標」について、国の方針等を含め、南丹市の実情に応じた指標設定をするための計画策定の指示が出ているところです。4 ページから 6 ページに出ている分も含めて資料として少し細かくではありますが、それぞれ項目を載せています。4 ページに書いていますのが「成果指標」で、それぞれの取り組みに向けての成果を測る指標として設定されているところです。全部で 8

	個の項目について成果指標の設定で、今回、7期から8期に向けて新しく項目として上がったものは、「7 障害福祉人材の確保・定着等実施のための生産性向上」ということで、こちらの人材に関しては、どの市町村においても凄く大きな課題となっています。国の方でもしっかりと取り組みを進めていくということで、京都府との連携も含めた部分ではありますが記載されているところです。 こちらの成果指標8項目にそれぞれ紐づく形とほぼほぼ思っていたかもしれませんが、5 ページで「活動指標」にも項目ごとに示されているところです。こちらが全部で10項目となっていて、5番と6番の「発達障害」、「高次脳機能障害者」に関する支援というところが活動指標の項目として挙げられているところです。そういった多様な複雑な障がいのある方の支援といったところについても、しっかりと活動指標として定められているところです。ここに記載されているものが全て市町村で策定するというのではなく、都道府県が設定しなければいけないところも項目として一緒に入れていますので、この中から市町村として定めなければいけないところを、実情に応じてしっかり設定させていただければと思っています。
事務局	一気に説明という形になりますが計画の骨子案です。資料⑤-2をご覧ください。今、説明したとおり国からの指針が示されており、また令和8年度に入り昨年度までの施策やサービス提供の実績の取りまとめを実施してきました。その結果等から、現時点での骨子案を作成しましたのでご覧ください。 表紙の次のページ、目次です。現時点では第1章で計画の基本的な考え方として、策定の趣旨や期間、策定体制などを示しています。第2章では南丹市の障がいのある人を取り巻く状況として手帳の所持状況の推移や昨年度実施したアンケート調査を取りまとめた概要を掲載するという形になっています。そして第3章では計画の基本方針として基本理念や基本的視点、成果目標の設定、活動指標の設定。第4章では計画の推進に向けた内容を示す予定としています。 1 ページから5 ページ目に関しては今までの説明と重複しますので省略させていただき、6 ページ目をご覧ください。6 ページから12 ページを簡単に説明しますと市の総人口は3年前の令和4年度末より約1,300人減少しており、高齢者の構成割合も若干上昇しているところです。身体障がいの方の数も減少傾向にあり、年齢構成比では70歳以上の方が73.2%となっています。一方で、知的障がいの方と精神障がいの方については、年々増加傾向になっており、身体障がいの方に比べると年齢構成は若い方が多い傾向になっていることが伺えます。これが6 ページから12 ページ目までとなります。 14 ページから24 ページについては、前回の協議会で報告をしましたアンケート調査の概要をまとめています。なお、20 ページの下段から、「計画策定に向けた課題」、そして23 ページの下段から「関係団体アンケート調査からの課題」については、今回策定する計画のほか、3年後に策定する次期障害者計画を検討する上でも重要な基礎資料になると考えています。 24 ページ下の「(11) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標の検証」になります。これについては資料を分けていますので後ほど資料⑤-3で説明し

	ます。この計画の体系でいきますと、25 ページからが本計画の成果目標の設定や活動指標等となります。設定についてはこの後に説明します目標等の検証等を元に、次回の協議会で示す予定です。また、第4章の「計画推進に向けて」も次回の協議会で示す予定です。7月31日時点での骨子案については以上です。 それでは⑤-3をご覧ください。「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標等の検証」になります。本日時点での入力内容で、今時点で想定した数字になりますので、今後、若干前後する可能性があります。こちらも事前送付していますので細かな報告は省略させていただき、主なものについて説明します。 2 ページ目「(3) 地域生活支援の充実」をご覧ください。地域生活拠点等の整備については令和4年度に圏域で整備検討を行ってきたところですが、一定各市町での体制が整ったことや京都府の体制に変更が生じたことから、令和7年度からは市町単位で整備検討を行うこととなっています。今後も、圏域の市町等と情報連携を図りながら、また、登録事業所と協力しながら、体制等の整備の充実を図る形に目標設定の変更を考えています。 3 ページ「相談支援体制の充実・強化」として目標を上げています。これについては、基幹相談支援センターの取り組みとしての概要を記載をしていくところです。見ていただくと、ほぼ目標値どおりの実績で動いているところです。 続いて4 ページ「障害児支援提供体制の整備」です。本市では児童発達支援センターの圏域での設置など、国が求める体制整備の目標については既に達成しているのが現状です。5 ページ目以降については活動指標の現状です。サービスによっては実績が見込みを大きく上回るものもありました。一方で見込みを下回る指標もあったところです。ただし、必要なサービスについては遅滞なく提供できるよう予算確保に努めたところです。 全体を簡単に分析しますと、目標を大きく超えたサービスは10 ページ以降になりますが、障がい児の関係では通所支援サービス系が計画値を大きく上回っている結果となっています。要因については、先ほど令和7年度の実績報告時にも少し説明しましたが、子育て発達支援センターを中心とした相談支援体制の充実や、近年は相談において「障害」というワードに対する抵抗感が低くなってきていることが挙げられると考えています。今後もこういったサービス利用が増加していくと想定しています。 以上、簡単な分析も含めて、今回の検証結果等により、障害福祉計画では障害福祉サービスの必要量や確保、障害児福祉計画では障害児通所支援や相談支援の提供体制の確保について、3年間の計画数値を定めていきたいと考えています。
岩内会長	実績も交えての説明でしたが、今の説明に対して、ご意見、質問はありませんか。
F 委員	作業所関係で質問します。資料⑤-2、16 ページ「働くことについて」というアンケート結果の中で、2 つ目の「就労継続支援 A・B 型に通う方の中で、一般就労したいと思わない方が前回調査よりも63%から30%へ大きく減少していますとありますが、結構大きな数字かなと思います。これの原因というか要因、減った理由というのは分析されているかお伺いしたいと思います。と言いますのは、1 つはこの計画の策

	定にあたり国の基本指針の中で「一般就労への移行」はかなり強調されていると思います。それならこのギャップはどうなんだろうという気がします。実際に移行していく施策を立てるに従って、少し差がありすぎるかなというところがあります。
事務局	そこまでの分析は出来ていないところです。今回実施したアンケート調査からは一応、このような結果となっていますが、これが全体的な意見かという、なかなかそうではないと考えています。障害福祉サービスの実績数から見ると、やはり就労に対する意向が強いと考えています。
事務局	一般就労したいと思わない方の理由という部分は、アンケートで要因の設問もなく、そこまでは掘り下げられていませんが、属性ごとに結果をみると「一般就労したいと思う」と答えた方は精神障がいの方は 55%ほどですが、知的障がいの方が 15.4%と低い割合になっている状況が見えているところではあります。
F 委員	年齢階層はどうですか。生産年齢、18 歳から 64 歳までの間の構成というのは分かりますか。
事務局	「一般就労したいと思う」方のうち、18 歳から 64 歳の方の割合は 33.3%と全体と大きく変わらない状況になっています。年齢階層によるというよりは、全体のものとして認識しているところです。
F 委員	人口も減っているうえに、児童の関係ですと子どもを見ない状況で、年々データ的には変わってくると思いますが、この資料にもありますが、「施設入所の人数を減らしていく」みたいなのがありましたが、果たしてできるのかな、どうかなというのがあります。経営側としては難しい課題だと思っています。
A 委員	私は特に、事業所アンケートに注目しています。この骨子の 24 ページの「相談支援」です。私は障害者相談員ですが、障がい者本人あるいは家族にとっては一番身近な頼りたい人が相談支援、いわゆる計画相談員です。今後の計画では、既にアンケートにも、「担当 1 人あたりの担当件数が増加しており、過度な負担がかかっている」と記載されています。私もそう感じており、だから現状をまず教えて欲しい。相談支援専門員の方が一体南丹市にどれぐらいおられるのか、その対象障がい者がどれぐらいいるのか、あるいはその予備軍と言いますか、待機軍ですね、まだ相談員と繋がっていない障がいの方がどれぐらいいるのか。その質もそうですが、まず量を把握していかないとダメなので。今、一生懸命頑張っておられると思いますが、今までやっておられるような対策ではダメだと思います。それ以上の対策が必要だと思います。現状を教えて欲しいのと、今後の取り組み、これを基本計画に盛り込んでいただきたい。なぜ、相談支援事業所会議からその課題がこの協議会上がってこないのか、私はそれはおかしいなと思っています。

事務局	数値についてお答えです。南丹市の単位で括る形では令和 8 年 4 月 1 日時点で相談支援専門員は 6 事業所 13 人です。障害福祉サービスの受給者数になりますが、障がい者は 378 人、障がい児は 131 人です。
A 委員	13 人がこれほどの障がい者を見ておられる。1 人当たりすごい数じゃないですか。
事務局	南丹市だけで括って出した場合の数字での単純換算ですが、1 人あたり 40 人弱となります。
A 委員	それにしてもすごい数ですよ。本当にオーバーワークだと思います。
事務局	障害支援事業所、継続相談の事業所に関しては、障がい者福祉のあんなに版にも掲載していますが、亀岡市の事業所にもお世話になっており、南丹市内の事業所だけで対応しているわけではないということをお伝えしたいと思います。
A 委員	亀岡市も含めて教えてもらった方が良いかもしれませんね。対象の障がい者をいったい何人で見ておられるのか。
岩内会長	特定相談、計画相談を設けている事業所もたくさんありますし、そういう相談員もたくさんいます。また、南丹市におられる障がい者の方が南丹市の事業所だけの相談にかかっているということもありますので、そこはデータで出すというのは難しいかなと思います。それと、相談員が持っているケースですが、今、平均 1 人約 40 人というような話しがありましたが、それについても事業所の相談員の中でもその持っているケースの差はあると思います。それは事業所努力で相談ケースを増やしていくというのも必要だとは思いますが、やはり対応が雑になるような相談は、それはそれでいけないと思います。そこは各事業所の方針等もあると思いますので、それを一律に「1 人何ケース持ちなさい」というような指導もなかなか難しいと思います。そこは相談支援事業所会議等でまた情報を共有していただき、万遍なく計画相談が受けられるような形を取っていただきたいと思います。
D 委員	相談支援事業所会議を大体 2 ヶ月に 1 回ぐらい開催しています。令和 7 年度の初めの頃は「受け入れが難しいです」と言われる相談支援事業所が少なからずありました。相談支援事業所会議は、今、10 事業所が参加していただいています。昨年までは「もういっぱい受け入れが難しい」と言われる事業所がたくさんありましたが、令和 7 年度の後半になり、「少し期間を見ていただいたり、相談をしていただけたら受け入れることができるよう事業所で相談します」と言われる事業所も増えてきています。 確かに今の相談の内容という、ただ単に障害サービスに繋がればいいというようなものではなくてきていて、非常に複雑になっています。一つのケースが非常に困難なケースが多いです。8050 問題もそうですし、そこに金銭が絡んだりということも多々あります。なかなか思うように相談が進まないということで皆さん大変苦労されながら当たっておられますが、一人一人の相談員の皆さんは本当に一生懸命相談に

	当たっておられます。限られた時間の中で一生懸命されています。その忙しい中で相談支援事業所会議にも出席してくださり、昨年度は年に3回、事例検討会議を開催しました。事業所の中での顔の見える関係づくりであるとか、相談員一人が抱え込まないような体制づくり、みんなで一緒に考えるということを一生懸命進めています。皆さん本当に、皆が学びになれるように、事例を提供した人が、また、その事例に頑張っ て対応できるようにというところで、とてもよい相談支援事業所会議になってきていると私は思っています。件数だけの問題ではなく、本当に一つ一つの事例に皆さん寄り添いながらしています。ただ、スムーズに行かないこともある。その中で悩みながら一生懸命しているというところは、ご理解いただけると大変嬉しいと思います。 相談支援専門員がもっと増えたらいいというのは確かにありますが、それもなかなか一足飛びにはいかないというか、資格を取るためには実務年数が必要だったりします。今、南丹市の仕事をしていただいている相談員の皆さんは本当に非常に素晴らしいと思っています。
A 委員	本当に頑張っておられると思うので、私は、頑張ってたくさん抱えてやっておられるからこそ、その仕事を軽減したりして、体を壊すことのないように元気で仕事をして欲しいという思いで申し上げました。行政の人たちも含めて、やはり元気で仕事をしてもらわないと、私たち障がい当事者も元氣になれないんですよ。
岩内会長	相談支援だけでなく、我々も現場ですので、それぞれご自愛いただきたいと思っています。
G 委員	私から2点あります。この資料⑤-2の中の第1章「策定の趣旨」で「手話施策推進法」について触れていまして、この法律は、昨年6月に施行された新しい法律です。そこの前段で「手話を貴重な意思疎通の手段として位置づける」と書いてあります。実際それは既に障害者総合支援法の意思疎通支援事業の中で位置づけられています。この法律はもう少し踏み込んだ法律で、そこをもう少し記載いただかないと誤解を招くと思います。手話は「言語」であるということを承認してもらい、それを習得・使用・文化継承するという大きな柱があると思うので、そこを入れていただいた方がよいと思います。それに関わって、手話施策の条例の第4条の中に「障害計画の方にこの意識を反映する」ということが明記されていますので、3年後の計画見直しの時の課題の一つとして、ここの理念を反映させていくのは是非入れていただきたいと思っています。
事務局	貴重なご意見ありがとうございます。意見を踏まえまして、修正等をさせていただきます。
岩内会長	他にご意見ご質問はありませんか。
B 委員	資料⑤-2の17ページに「保育・教育について」で、アンケートの結果、「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスを増やして欲しいという意見が前回より31.7%と大きく増加しています」と書いてあります。アンケートから、子どもたちの

	居場所についての希望が書いてあると思います。 質問は 11 ページの表の中で、0 歳から 18 歳の子ども的人数が書いてありますが、その内 7 歳から 18 歳、いわゆる学童期から高校生までの子どもたちの人数が分れば教えて欲しいです。先ほど始まる前にもはびねすサポートセンターの方にも聞きましたが、特別支援学級とか小中学校に通っている子どもが、今、夏休みで毎日朝から晩までお家の方も大変だと思います。長期休みでの生活について、家族が仕事を持っている場合に、保証できるそういう体制になっているのが凄く気になりました。人数と実態について少し教えてもらえたらと思います。
事務局	人数については、本日お示ししている数字以外の細かな情報は持っていません。今回策定する計画は、必要量の確保、量的数値を定めていくものとなります。今ご指摘のとおり、例えば障がい児の関係ですと、現行計画の目標設定の数値以上に多く利用があるということが実績として出ていますので、次期計画でそれを見ながら目標を設定して確保にも努めていきたいと考えています。基本的な制度のあり方については 3 年後に策定予定の障害者計画の中で、課題は繋げていけたらと思っています。
岩内会長	正直、長期休暇の時の対応というのは、障がいを抱えておられる方にとっては大変なことだと私も思っています。数値的にもそういう意見が多いというのは分かりますが、これは障がい者に特化した問題ではないのかなとも思います。そこも含めて考えることは難しいかもしれませんが、南丹市で対応できるような対策がありましたら、考えていただきたいと思います。 他に、ご意見、ご質問はありませんか。なければ次に進みます。続いて「その他」の（１）、（２）について、事務局からお願いします。
事務局	「その他」の（１）及び（２）についてご説明します。まず（１）の「障害者就労共同受託窓口・つむぐ」についてです。緑色のパンフレットをご覧ください。市内の就労支援事業所同士の協議の目的に「就労支援ネットワーク会議」を設置しており、11 の事業所が参画しています。工賃アップや就労の一つの手段として共同の受託窓口を開設しており、このパンフレットを作成しています。事務局については、構成事業所の一つである「社会福祉法人京都太陽の園」に業務委託をしており、事務局を中心にこのパンフレットを活用しながら広報活動等に努めていただいています。委員の皆様にもパンフレット記載の情報をお知り合いの方々にも勧めいただき、事業所の工賃アップにご協力をお願いします。 続いて（２）の「令和 8 年度障がい者福祉のあんない版」についてです。障がい者福祉のあんない版については、制度を分かりやすく周知するために、窓口での案内やそれぞれの活動に活用しています。各種制度や事業所情報などを掲載しており、本協議会の監修により作成しているものです。内容については制度改正等に応じて毎年更新しています。今年度からは冊子の他、チラシの中央部に二次元コードを付け、コードを読み取っていただくと電子版が取得できるようにしました。また、時間がある時に読み取っていただき、お目通しをいただければと思います。別冊で作成の「当事者

	団体加入のすすめ」についても、この二次元コードから取得できます。「当事者団体加入のすすめ」については、6 団体の皆様と一緒に作成しています。団体の連絡先等も記載していますので、委員の皆様にも当事者団体の加入促進についてご協力いただけたら嬉しく思います。
岩内会長	今の説明に対してご意見、質問ありませんか。ないようですので、本日の会議はこれで終わりますが、その他、何かございましたらお願いします。
A 委員	手短かに申し上げます。1 点目、11 月の第 2 回協議会で発言していますが、福祉サービスで「日中一時支援サービス」の単価 1 時間 1,000 円、あるいは送迎加算の片道 486 円の見直し結果を教えてください。 2 点目は障害者相談員をしており、月 1 回「なんでも相談」をしています。なんでも相談の会場が街中から横田地区にある京都太陽の園に移りました。私たちの相談の場だけでなく地域活動支援センターなんです。家からなかなか出られない、作業所にも行けない人がまず行く場所だと思います。ぜひ街中で場所を確保をしていただきたい。その最大限の努力をしていただきたいです。 それから 3 点目は、本日は欠席ですが京都府立丹波支援学校のことです。お伝えいただいたら結構です。美山町域からこの学校に通う児童生徒についてです。学校の通学バスは、広域な美山町の南端にあたる原地域までしか来てもらえない状況で、保護者がバスの停留所になる原地域まで送迎をしているそうです。何故なのでしょう。絶対に改善できないことなのか。美山の本人あるいは家族も含めて通学の困難な状態にあると思います。こういうことが私は不平等だと思います。 4 点目です。大阪府や京都市では、障害福祉サービスを悪用した、いわゆる「障害福祉ビジネス」が問題になっています。新聞でもよく見ますが南丹市ではそのような事象、また可能性はないのか。事業所に対する監督・検査はどこがどんなチェックをどんな頻度で行われているのか。教えてくださいと思います。 最後に、私は障害者相談員です。ある相談事例を皆さんに紹介いたします。お母さんと息子さんの二人暮らしで市営住宅に入居されています。お母さんは昨年、不慮の事故で車椅子生活になられました。息子さんは自閉症の知的障害で、しばしば不安定な状態になられます。こんな状況になり、現在入っている住宅は車椅子で移動するにも転倒しそうで怖いとのこと。また、息子さんのパニック時などにお母さんが避難する部屋はないと言っておられます。願いは「もう少し広いところに引っ越せないだろうか」という相談でした。私はすぐ市役所に報告しました。でも、市は「住替えは認められない、ここは譲れない」と回答されています。私は障がい当事者の委員として、家族に障害があるがゆえのハンデキャップ、暮らしにくさに対して訴えておられるのであり、何とか認めてあげてほしいと思っています。本来、市営住宅に障害に配慮した「障害者枠」があってもいいと思うぐらいです。市の判断・決断で訴えに応えていただけないものか、障がい者に温かい対応をお願いいたします。
事務局	まず、日中一時支援事業については前回と同様のご意見かと思います。前回も同じ

	ような回答をしましたが、障害者福祉施策は様々な制度があります。必要に応じて、また、全体的に他制度や、国府などの補助金も含めた予算状況のなかで検討していく必要があります。今直ぐに制度改正の対応をすることはないというのが現時点での回答となります。他の施策と同様に、社会情勢や必要性を見ながら考えていきたいと思っています。次に地域活動支援センターに関しては、地域活動支援センター事業の委託先ということで、岩内会長よりお願いできますでしょうか。
岩内会長	場所の問題ですが、最初は確かに「横田」に移るということで、当初、アクセスの悪いところですので、利用される方も少なくなるかなということも予測をしていましたが、実際に運営してみると、バスが同じように横田まで運んでくださるということを知っていますし、利用されている方も、街中より横田の方が「静かで居心地がよい」というような思いも聞いています。確かにアクセスの良いところが一番かも知れませんが、決して横田に移ったということで利用者が減ったとか、そういったことはないと思っています。ただ、以前利用されていた1名が来られなくなったと聞いてますが、他の方に関しては同じように利用いただいていると聞いてます。場所については「努力します」ということしか現時点では言えないです。
事務局	京都府立丹波支援学校の通学バスの件です。基本的には京都府立の学校になりますので、京都府教育委員会が主管となります。以前も同様のご意見を受け、教育委員会からスクールバスの延伸ができないかといった要望も実施しています。また、地域から意見が出ているというのは京都府にも伝えていきたいと思っています。 次に事業者関係の検査・監査については、基本的な許可（指定）を司るところが行いますので、南丹地域であれば京都府になります。原則としては3年に1回、実地又は書類の検査を実施されていると聞いています。ただ、昨今の事例もありますので、大規模な事業者は1年や2年間隔で実施するという事も聞いています。大規模と言っても全国展開しているような規模になると思います。 もう一点、住宅施策の関係です。そのお話はこちらでも伺っており、また、市営住宅を管轄している都市計画課で対応をしています。担当課としては、南丹市の市営住宅は公営住宅法に基づき、基本的には「住宅困窮者」の方を対象として設置をしており、その原則に基づいての運営となるので今回の件については対応できないとの返答がありました。本協議会で意見が出ていたことは担当課に伝えたいと思います。
会長	他に何かございますか。特にないようですので、本日の会議を終了いたします。委員の皆様には長時間ご協議いただきありがとうございました。
事務局	岩内会長には、円滑に議事を進めていただき、ありがとうございました。それでは、閉会にあたりまして山本副会長よりごあいさつをお願いいたします。
山本副会長	本日は大変暑い中、貴重な時間をありがとうございました。その上、先日には熊本での大きな地震もあり、障害者施設や事業所が被害に遭われたという報道もされています。この暑い中、断水など大変な思いをされていることに心を痛めております。本

	日は、第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画策定について、たくさん資料をもとに意見交換ができて良かったと思います。「本当に住んでいて良かった」と言える南丹市になるように、是非、計画が進むように願っております。大変暑い中ご苦労様でした。お気をつけてお帰りください。
司会	以上で、地域自立支援協議会を閉会させていただきます。次回の開催については、先ほどスケジュールでもお伝えしておりますが、11 月頃を予定しています。委員の皆様には日程が決まりましたらご案内します。本日は誠にありがとうございました。